栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業

入札説明書等に関する質問への回答（参加資格に関するもの）

・ 栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業の入札説明書等の参加資格に関して、令和８(2026) 年10月30日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。

・ 書類名・質問は、原文のまま掲載していますが、頁・項目名・目次等については一部修正しています。

令和8(2026)年11月13日

栃木県

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	3	－	1	－	－	－	－	－	－	入札説明書の位置付け	実施方針等に関する質問への回答および意見交換会における対話内容一覧等について、修正事項に限らず、記載内容の解釈やニュアンスを確認した回答についても、本入札公告において引き続き有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針等に関する質問への回答及び意見交換会における対話内容については、記載内容の解釈等を確認したものを含め、入札説明書等の内容と相違がない範囲で、引き続き有効です。 なお、相違がある場合は入札説明書等の規定が優先します。
2	入札説明書	9	－	3	(1)	ア	(ｱ)	－	－	－	入札参加者の構成	「構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことは可能」とありますが、具体的にどのようばケースを想定されているのか御教示願います。	特定設備の保守点検など、専門性を有する企業に個別業務の一部をSPCから直接委託し、又は請け負わせるケースを想定しています。
3	入札説明書	9	－	3	(1)	ア	(ｱ)	－	－	－	入札参加者の構成	「構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことは可能」とは、事業の開始後にSPCが入札参加者以外の企業と業務委託契約等を締結することが可能、と考えて良いでしょうか。	貴見のとおりです。 SPCは、構成員及び協力企業以外の第三者に、業務の一部を委託することが可能です。ただし、事業契約書（案）に基づき、県の承諾を得る必要があります。
4	入札説明書	9	－	3	(1)	ア	(ｱ)	－	－	－	入札参加者の構成	開館準備業務の参加資格要件が定められていませんが、開館準備業務を実施するものにも、運営業務に当たるものと維持管理業務に当たるものの同様の資格が必要となりますか。	開館準備業務に当たる者について、運営業務又は維持管理業務に当たる者と同一の参加資格要件を一律に求めるものではありません。 ただし、当該者が運営業務又は維持管理業務にも当たる場合は、それぞれの参加資格要件を満たす必要があります。
5	入札説明書	9	－	3	(1)	ア	(ｱ)	－	－	－	入札参加者の構成	構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託することが可能と記載されています。 別8-1～8-4の什器備品リストの調達について、開館準備業務で調達する物、設計・建設段階で調達する物に分かれていますが、建設工事に当たる者や運営業務に当たる者以外でも什器備品の調達・取付工事を担当することが可能との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 SPCは、構成員及び協力企業以外の第三者に、業務の一部を委託することが可能です。ただし、事業契約書（案）に基づき、県の承諾を得る必要があります。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
6	入札説明書	9	―	3	(1)	ア	(ｱ)	―	―	―	入札参加者の構成	構成員または協力企業以外の企業が、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことができるとあります。このような企業【※１】を想定する場合に、提案書における企業名の呼称が「役割」＋”企業”＋「アルファベット」となり、入札書類提出時に構成員及び協力企業の企業名と提案書における呼称との対応関係を整理した一覧表の添付が必要となることから、提案書には、このような企業【※１】は、記載できないということでしょうか。	構成員又は協力企業以外の企業についても、提案書に記載することは可能です。記載する場合は、企業名や企業名を類推できる表示を避け、担当する役割に応じた呼称を用いるとともに、構成員又は協力企業以外の企業であることを明示してください。また、当該企業についても、企業名と入札書類（提案書）における呼称との対応関係を整理した一覧表に記載してください。
7	入札説明書	10	―	3	(1)	ア	(ｴ)	a	―	―	資本関係	設計業務にあたる者と工事監理業務にあたる者が、親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合は、参加できないということでよいでしょうか。その場合、別グループに、親会社等を同じくする建設企業と工事監理企業が別々に参加することもできないという理解でよいでしょうか。	資本関係又は人的関係に関する当該制限は、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者の間に適用されるものであり、設計業務に当たる者と工事監理業務に当たる者が、親会社等を同じくする子会社同士であることをもって、参加を禁止するものではありません。 また、当該制限は同一の入札参加者内における業務の組合せに関するものであり、親会社等を同じくする建設企業と工事監理企業が、それぞれ別の応募グループに参加することを禁止するものではありません。
8	入札説明書	11	―	3	(2)	ア	―	―	―	―	入札参加者の参加資格要件（共通）	必須事業（附帯事業）及び任意事業（利用促進事業・運営自主事業）の実施者は、構成員又は協力企業である必要はなく、また参加資格要件もない理解でよろしいでしょうか。	附帯事業・任意事業に当たる者は、必ずしも構成員又は協力企業である必要はありません。 構成員又は協力企業でない場合は、入札参加者としての参加資格要件を満たす必要はなく、参加表明も不要ですが、事業の実施体制及び予定する契約関係は入札書類（提案書）に明示してください。 構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。なお、この場合、様式2-1-1の役割は、「その他」としてください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
9	入札説明書	11	―	3	(2)	ア	―	―	―	―	入札参加者の参加資格要件（共通）	任意事業に当たる者については、入札参加者の参加資格要件（共通）を満たしていればよろしいでしょうか。	附帯事業・任意事業に当たる者は、必ずしも構成員又は協力企業である必要はありません。 構成員又は協力企業でない場合は、入札参加者としての参加資格要件を満たす必要はなく、参加表明も不要ですが、事業の実施体制及び予定する契約関係は入札書類（提案書）に明示してください。 構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。 なお、この場合、様式2-1-1の役割は、「その他」としてください。
10	入札説明書	11	―	3	(2)	ア	(ｸ)	―	―	―	納税証明書	「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」について、国税は納税証明書（その3の3）でよいか。地方税は、本店所在地の都道府県税と市町村税の両方が必要か。また、栃木県税の証明書も必要か。発行日からの有効期間（例：3か月以内）に定めはあるか。協力企業も提出しなければならないかご教示ください。	「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。 代表企業を含む構成員及び協力企業の全てが提出する必要があります。
11	入札説明書	12	―	3	(2)	ア	(ｼ)	―	―	―	財務能力確認書類	「安定的かつ健全な財務能力」は、どの書類（決算書など、何期分か）をもとに、どのような基準で確認するのか。協力企業も対象になるかご教示ください。	財務能力については、構成員及び協力企業の全てを対象に、添付書類2-2決算報告書（参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分））により確認します。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
12	入札説明書	12	―	3	(3)	ア	―	―	―	―	統括マネジメント業務に当たる者	統括マネジメント業務に当たる者が複数いる場合、すべての企業が（ア）、（イ）の要件を満たすことが必要という理解でよいでしょうか。	構成員及び協力企業のうち、統括マネジメント業務に当たる者が複数いる場合、(ｱ)の要件については、全ての企業が満たす必要があります。 一方、(ｲ)の要件についてはそのうち1者が満たしていれば足りるため、実績に関する資料は全ての企業が提出する必要はありません。 ただし、統括マネジメント業務期間を通じて、当該業務に当たる者の中に、(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす者が少なくとも1者配置されている必要があります。 そのため、参加資格確認において(ｲ)の要件を満たす者として申請する企業については、実績に関する欄を記載の上、当該実績を証する書類を添付してください。 なお、統括責任者及び副責任者は構成員から選出する必要があります。
13	入札説明書	12	―	3	(3)	ア	(ｱ)	―	―	―	統括マネジメント業務に当たる者	統括マネジメント業務に当たる者の参加資格要件について、「競争入札参加資格者名簿（物品の販売等、役務の提供）」に登録があれば要件を満たしており、登録業種については特段指定はない理解でよろしいでしょうか。	栃木県物品調達等競争入札参加者資格等に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であれば、業種分類の指定はありません。
14	入札説明書	12	―	3	(3)	ア	(ｲ)	―	―	―	統括マネジメント業務に当たる者	統括マネジメント業務に当たる者が複数いる場合、全ての企業が実績を提出する必要があるのでしょうか。	構成員及び協力企業のうち、統括マネジメント業務に当たる者が複数いる場合、(ｱ)の要件については、全ての企業が満たす必要があります。 一方、(ｲ)の要件についてはそのうち1者が満たしていれば足りるため、実績に関する資料は全ての企業が提出する必要はありません。 ただし、統括マネジメント業務期間を通じて、当該業務に当たる者の中に、(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす者が少なくとも1者配置されている必要があります。 そのため、参加資格確認において(ｲ)の要件を満たす者として申請する企業については、実績に関する欄を記載の上、当該実績を証する書類を添付してください。 なお、統括責任者及び副責任者は構成員から選出する必要があります。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
15	入札説明書	12	―	3	(3)	ア	(ｲ)	―	―	―	統括マネジメント業務に当たる者	「複数業務を統括し･･･一体的なマネジメント業務」とありますが、維持管理業務と運営業務を担う指定管理者（JV）の代表企業であれば、当該要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務及び運営業務を担う指定管理者（JV）の代表企業として、関係者間の調整、業務全体の進捗管理等を含む一体的なマネジメント業務を行った実績を有する場合は、当該実績要件を満たします。ただし、代表企業又は幹事企業であったことのみをもって、当該実績要件を満たすものではありません。 申請に当たっては、当該実績及び貴社の役割が確認できる書類を提出してください。
16	入札説明書	12	―	3	(3)	ア	(ｲ)	―	―	―	統括マネジメント業務に当たる者	統括マネジメント業務の実績要件として、複数の業務が含まれるPFIや指定管理の代表・幹事企業としての実績があれば満たすとの理解でよろしいでしょうか。	複数の業務が含まれるPFI事業又は指定管理業務において、代表企業又は幹事企業として、関係者間の調整等を含む一体的なマネジメント業務を行った実績を有する場合は、当該実績要件を満たします。ただし、代表企業又は幹事企業であったことのみをもって、当該実績要件を満たすものではありません。 申請に当たっては、当該実績及び貴社の役割が確認できる書類を提出してください。
17	入札説明書	12	―	3	(3)	ア	(ｲ)	―	―	―	統括マネジメント業務に当たる者	当該実績については履行期間の条件（平成●年●月●日以降、●年以上など）は不要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	入札説明書	12	―	3	(3)	イ	(ｳ)	―	―	―	設計業務に当たる者	記載の美術館、博物館、図書館いずれかの実績があればよろしいという解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
19	入札説明書	12	―	3	(3)	イ	(ｳ)	―	―	―	設計業務に当たる者	「国公立の美術館」とありますが、国公立発注のPFIプロジェクトは実績に含まれますでしょうか。	貴見のとおりです。
20	入札説明書	12	―	3	(3)	イ	(ｳ)	―	―	―	設計業務に当たる者	博物館法に規定される博物館、図書館法に規定された図書館については国公立発注に限らないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
21	入札説明書	12	―	3	(3)	イ	(ｳ)	―	―	―	設計業務に当たる者	実施設計業務の実績に、博物館や図書館における展示空間や内装の設計業務も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	参加資格要件における実施設計業務とは、建築基準法第2条第1項第13号に記載の新築又は増築に係る、同法第2条第1項第12号に規定する設計図書を、その者の責任において作成する行為を指します。 当該要件に該当する場合は、貴見のとおりです。 なお、展示環境の整備のみをSPCから受託する構成員又は協力企業について、設計業務に当たる者及び建設業務に当たる者の要件を満たす必要はありません。その場合は、様式2-1-1の役割を「その他」と記載してください。 また、構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。
22	入札説明書	12	―	3	(3)	イ	(ｳ)	―	―	―	設計業務に当たる者	設計業務に当たる者が複数の場合、(ウ)の実績は1者が満たせばよいとありますが、2者以上が実績を有する場合、両者それぞれが参加資格要件に関する書類に実績を記載してもよろしいでしょうか。	構成員及び協力企業のうち、設計業務に当たる者が複数おり、それぞれ実績を有している場合、企業ごとに実績を記載して差し支えありません。
23	入札説明書	13	―	3	(3)	イ	(ｴ)	―	―	―	設計業務に当たる者	様式2-3-2の[管理技術者の配置]について、設計業務を複数で行い自社から管理技術者を配置しない場合は空欄でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
24	入札説明書	13	―	3	(3)	イ	(ｴ)	―	―	―	設計業務に当たる者	設計業務に当たる者が複数の場合、複数の者で(ア)～(エ)の要件を全て満たせばよいとありますが、(エ)の管理技術者の要件を満たす者を配置できる企業が2者以上ある場合、両者それぞれが様式2-3-2「管理技術者の配置」の実績を記載してもよろしいでしょうか。	管理技術者は1名とし、実績欄には、配置予定の管理技術者の実績を記載してください。
25	入札説明書	13	―	3	(3)	イ	(ｴ)	―	―	―	設計業務に当たる者	設計業務の管理技術者については、最終的には1人に決めるが、候補者として複数名を提出することは可能か。	管理技術者は1名とし、実績欄には、配置予定の管理技術者の実績を記載してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
26	入札説明書	13	－	3	(3)	イ	(ｲ)	b	－	－	設計業務に当たる者	設計業務全般の管理及び統括を行う管理技術者の要件を満たす書類として、以下を提出する形でよろしいでしょうか。 ・一級建築士の資格を有することを証する書類 ・当該実績を証する書類として、契約書及び仕様書又は図面等の規模が分かる書類の写し ・入札参加資格申請書類提出時点において入札参加者と継続して３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類	貴見のとおりです。 なお、実績を証する書類は、原則としてパブディス（PUBDIS）の写しを提出してください。パブディスにより実績要件（発注者・工事内容・延床面積・工期）が全て確認できない場合は、当該事項を補完する書類として、契約書及び仕様書又は図面等の規模が分かる書類等を提出してください。直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を想定しています。 また、設計業務に当たる者は全て(ｱ)及び(ｲ)の要件も満たす必要があります。
27	入札説明書	13	－	3	(3)	イ	(ｲ)	b	－	－	設計業務に当たる者	この実績については、実施設計業務の担当の一人であればよいか。それとも管理技術者として、担当してなければならないか。	実施設計業務の実績を有していれば、管理技術者としての実績は不要です。 なお、実施設計業務は建築基準法第2条第1項第13号に記載の新築に係る、同法第2条第1項第12号に規定する設計図書を、その者の責任において作成する行為を指します。
28	入札説明書	13	－	3	(3)	イ	(ｲ)	b	－	－	設計業務に当たる者	パブディス登録などの公的文書で、担当者名が登録せれていない場合でも管理技術者となれるか。	パブディス（PUBDIS）等に担当者名が登録されていない場合でも、官公庁に提出した体制表の写し等、実績を証明することができる場合には管理技術者の実績とすることは可能です。
29	入札説明書	13	－	3	(3)	イ	(ｲ)	c	－	－	設計業務に当たる者	「入札参加者と継続して３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること」とありますが、具体的にはどのような書類を添付することを求められていますか。	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を想定しています。
30	入札説明書	13	－	3	(3)	ウ	－	－	－	－	建設業務に当たる者	建設業務に当たる者について、落札以降に、参加資格要件を満たした建設業務に当たる者を新たに加えることは可能でしょうか。	落札後から事業契約締結までは、参加資格の喪失時に、構成員又は協力企業を補充する場合以外の追加は想定していません。 事業契約締結後は、SPCは、構成員及び協力企業以外の第三者に、業務の一部を委託することが可能です。ただし、事業契約書（案）に基づき、県の承諾を得る必要があります。また、構成員又は協力企業として新たに追加する場合は、追加の理由、当該企業が担う業務及び実施体制への影響等を踏まえ、県との協議により取扱いを定めます。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
31	入札説明書	13	―	3	(3)	ウ	(ｳ)	c	―	―	建設業務に当たる者	「国公立の美術館」とありますが、国公立発注のPFIプロジェクトは実績に含まれるのでしょうか。	貴見のとおりです。
32	入札説明書	13	―	3	(3)	ウ	(ｳ)	c	―	―	建設業務に当たる者	博物館法に規定される博物館、図書館法に規定された図書館については国公立発注に限らないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
33	入札説明書	13	―	3	(3)	ウ	(ｳ)	c	―	―	建設業務に当たる者	建築一式工事の実績に、博物館や図書館における展示空間や展示ケース、デジタル技術を活用した展示製作や展示工事も実績に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	参加資格要件における建築一式工事とは、建築基準法第2条第1項第13号に規定する建築のうち、新築又は増築に係る工事を指します。 当該要件に該当する場合は、貴見のとおりです。 なお、展示環境の整備のみをSPCから受託する構成員又は協力企業について、設計業務に当たる者及び建設業務に当たる者の要件を満たす必要はありません。その場合は、様式2-1-1の役割を「その他」と記載してください。 また、構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。
34	入札説明書	14	―	3	(3)	ウ	(ｳ)	c	―	―	電気設備工事に当たる者 機械設備工事に当たる者	請負金額500万円以上の電気設備工事・機械設備工事の実績について、「建築一式工事のうち、当該工種の実績として認められるものを含む」とありますが、電気設備工事の実績を証明する書類として、発注者に対する情報公開請求により取得した金入り設計書の提出を予定しております。 金入り設計書を実績の証明書類として認めていただけるのでしょうか。 また、金入り設計書以外に証明書類として想定されている資料がございましたら、併せてご教示いただけますでしょうか。	建築一式工事に含まれる電気設備工事又は機械設備工事（以下「当該工種」という。）を実績とする場合は、原則としてコリンズ（CORINS）（竣工登録内容確認書）の写しを提出してください。 コリンズにより実績要件（発注者・請負形態・工事内容・当該工種部分の金額・工期）が全て確認できない場合は、当該事項を補完する書類として、工事請負契約書の写し（変更契約があった場合には最終の変更請負契約書）、工事内訳書（金入）の写し（当該工種部分の最終金額が確認できる箇所を含む。）、仕様書又は図面等の規模が分かる書類等を提出してください。 また、コリンズの登録がない場合又は工事内訳書等の紛失により当該工種部分の請負金額が確認できない場合は、発注機関が発行した施工証明書（工事内容及び当該工種部分の金額等が明記されたもの）その他これと同等の客観性を有する書類を提出してください。 なお、コリンズにより実績要件が確認できる事項については、重複して他の証明書類の提出を求めるものではありません。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
35	入札説明書	14	－	3	(3)	ウ	(ｲ)	c	－	－	電気設備工事に当たる者	PFI案件にて建築一式工事（電気設備工事含む）を施工実績に上げる予定ですが、請負金額を証明する書類として、電気設備業者からの注文請書等でよろしいでしょうか。	下請契約に係る「注文請書」等は、発注者との契約関係に基づく請負金額を証明する書類とはならないため、当該書類のみをもって実績要件を確認することはできません。 建築一式工事に含まれる電気設備工事又は機械設備工事（以下「当該工種」という。）を実績とする場合は、原則としてコリンズ（CORINS）（竣工登録内容確認書）の写しを提出してください。 コリンズにより実績要件（発注者・請負形態・工事内容・当該工種部分の金額・工期）が全て確認できない場合は、当該事項を補完する書類として、工事請負契約書の写し（変更契約があった場合には最終の変更請負契約書）、工事内訳書（金入）の写し（当該工種部分の最終金額が確認できる箇所を含む。）、仕様書又は図面等の規模が分かる書類等を提出してください。 また、コリンズの登録がない場合又は工事内訳書等の紛失により当該工種部分の請負金額が確認できない場合は、発注機関が発行した施工証明書（工事内容及び当該工種部分の金額等が明記されたもの）その他これと同等の客観性を有する書類を提出してください。 なお、コリンズにより実績要件が確認できる事項については、重複して他の証明書類の提出を求めるものではありません。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
36	入札説明書	14	－	3	(3)	ウ	(ｳ)	c	－	－	機械設備工事に当たる者	PFI案件にて建築一式工事（機械設備工事含む）を施工実績に上げる予定ですが、請負金額を証明する書類として、機械設備業者からの注文請書等でよろしいでしょうか。	下請契約に係る「注文請書」等は、発注者との契約関係に基づく請負金額を証明する書類とはならないため、当該書類のみをもって実績要件を確認することはできません。 建築一式工事に含まれる電気設備工事又は機械設備工事（以下「当該工種」という。）を実績とする場合は、原則としてコリンズ（CORINS）（竣工登録内容確認書）の写しを提出してください。 コリンズにより実績要件（発注者・請負形態・工事内容・当該工種部分の金額・工期）が全て確認できない場合は、当該事項を補完する書類として、工事請負契約書の写し（変更契約があった場合には最終の変更請負契約書）、工事内訳書（金入）の写し（当該工種部分の最終金額が確認できる箇所を含む。）、仕様書又は図面等の規模が分かる書類等を提出してください。 また、コリンズの登録がない場合又は工事内訳書等の紛失により当該工種部分の請負金額が確認できない場合は、発注機関が発行した施工証明書（工事内容及び当該工種部分の金額等が明記されたもの）その他これと同等の客観性を有する書類を提出してください。 なお、コリンズにより実績要件が確認できる事項については、重複して他の証明書類の提出を求めるものではありません。
37	入札説明書	15	－	3	(3)	オ	－	－	－	－	運営業務に当たる者	運営企業としての参加資格申請が必要である場合、当該者は、「競争入札参加資格者名簿（物品の販売等、役務の提供）」において、分類M3の資格を有している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	栃木県物品調達等競争入札参加者資格等に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であれば、業種分類の指定はありません。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
38	入札説明書	15	－	3	(3)	オ	－	－	－	－	運営業務に当たる者	「ただし、当該運営業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者が(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たしていれば、他の者は(ｱ)の要件を満たすことをもって足りるものとする。 」とありますが、これは入札説明書のＰ6～7にある運営業務の(a)～（ｈ）について、例えば(a)を担うものが(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たしていれば、（ｂ）～（ｈ）を担うものは(ｱ)の要件のみを満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たすものと(ｱ)のみの要件を満たすものが必ずしも共同企業体を組成する必要はなく、個別にSPCから業務を受託することは可能という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 構成員及び協力企業のうち、運営業務に当たる者が複数いる場合は、業務の担当内容に関わらず、(ｱ)の要件については、全ての企業が満たす必要があり、(ｲ)の要件については、そのうち1者が満たすことで充足します。ただし、(h)附帯事業に当たる者は、必ずしも構成員又は協力企業である必要はありません。構成員又は協力企業でない場合は、入札参加者としての参加資格要件を満たす必要はなく、参加表明も不要ですが、事業の実施体制及び予定する契約関係は入札書類（提案書）に明示してください。構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。なお、この場合、様式2-1-1の役割は、「その他」としてください。 また、SPCではなく、構成員又は協力企業である運営企業から業務を受託することも可能です。ただし、事業契約書（案）に基づき、県の承諾を得る必要があります。 また、運営業務に当たる者が複数いる場合でも、共同企業体を組成する必要はなく、SPCから個別に業務を受託することが可能です。
39	入札説明書	15	－	3	(3)	オ	－	－	－	－	運営業務に当たる者	主たる業務が運営業務の企業が維持管理業務の一部を担う際は、維持管理企業としての参加資格申請は不要という理解でよろしいでしょうか。	主たる業務が運営業務であっても、維持管理業務の一部を担当する場合は、維持管理業務に当たる者としても参加資格確認の申請が必要です。様式2-1-1の役割欄に「運営」「維持管理」を記載し、様式2-3-7及び様式2-3-8を提出してください。
40	入札説明書	15	－	3	(3)	オ	－	－	－	－	運営業務に当たる者	開業準備業務に含まれる備品調達の一部を担う企業が、建設、運営、維持管理の構成員でもなく、協力企業でもない場合は、何ら参加資格を持たず、参加申請を行わなくても、SPCから受託できるという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。 SPCは、構成員及び協力企業以外の第三者に、業務の一部を委託することが可能です。ただし、事業契約書（案）に基づき、県の承諾を得る必要があります。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
41	入札説明書	15	―	3	(3)	オ	―	―	―	―	運営業務に当たる者	入札説明書P7記載の運営業務の中に、カフェ・レストラン・ショップ運営等その他運営に関する業務(附帯事業）が含まれています。附帯事業を担う企業は、構成員または協力企業である必要はないという理解でよいでしょうか。またSPCではなく、運営企業と契約することも可能でしょうか。	附帯事業・任意事業に当たる者は、必ずしも構成員又は協力企業である必要はありません。 構成員又は協力企業でない場合は、入札参加者としての参加資格要件を満たす必要はなく、参加表明も不要ですが、事業の実施体制及び予定する契約関係は入札書類（提案書）に明示してください。 構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。なお、この場合、様式2-1-1の役割は、「その他」としてください。 また、SPCではなく、構成員又は協力企業である運営企業から業務を受託することも可能です。ただし、事業契約書（案）に基づき、県の承諾を得る必要があります。
42	入札説明書	15	―	3	(3)	オ	(ｲ)	―	―	―	運営業務に当たる者	実績は履行中のものでもよろしいでしょうか。	参加表明書等の受付締切日時点で、対象業務を1年以上履行していることが確認できる場合は、履行中の実績でも差し支えありません。
43	入札説明書	15	―	3	(3)	オ	(ｲ)	―	―	―	運営業務に当たる者	「1年以上の運営実績」とありますが、複数年の契約期間中の場合は、参加表明書等の受付締切日において当該契約における業務履行が1年以上であれば要件を満たしていると考えてよいでしょうか。	参加表明書等の受付締切日時点で、対象業務を1年以上履行していることが確認できる場合は、履行中の実績でも差し支えありません。
44	入札説明書	15	―	3	(3)	カ	―	―	―	―	維持管理業務に当たる者	維持管理業務に当たる者の参加資格要件は、「競争入札参加資格者名簿（物品の販売等、役務の提供）」において、分類M1およびM2の資格を有していることであるとの理解でよろしいでしょうか。	栃木県物品調達等競争入札参加者資格等に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であれば、業種分類の指定はありません。
45	入札説明書	15	―	3	(3)	カ	―	―	―	―	維持管理業務に当たる者	維持管理業務を行う者が複数の場合は、そのうちの1者が資格を有していればよいでしょうか？	構成員及び協力企業のうち、維持管理業務に当たる者が複数いる場合は、全ての企業が参加資格要件を満たす必要があります。
46	入札説明書	15	―	3	(3)	カ	―	―	―	―	維持管理業務に当たる者	維持管理業務に当たる者が、別紙9の業務基準表に記載された運営業務の一部を担う場合、当該者について、運営企業としての参加資格申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務に当たる者が運営業務の一部を担当する場合は、運営業務に当たる者としても参加資格確認の申請が必要です。様式2-1-1の役割欄に「運営」「維持管理」を記載し、様式2-3-7及び様式2-3-8を提出してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
47	入札説明書	16	―	3	(6)	―	―	―	―	―	参加資格の喪失	万が一、代表企業が参加資格要件を欠くに至った場合、当該入札参加資格者の構成員の中から代表企業を選出する手続きは可能でしょうか。	代表企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、当該応募グループは失格となります。
48	入札説明書	20	―	4	(3)	オ	(ｳ)	―	―	―	参加表明書等の提出方法	持参により提出する場合、時間調整の事前連絡無しで提出書類を持参して良い、との理解で宜しいでしょうか。	持参提出の場合の事前連絡は不要です。
49	入札説明書	20	―	4	(3)	オ	(ｳ)	―	―	―	提出方法	参加表明等の書類について、提出した書類一式の電子データを電子メールにより速やかに提出とありますがPDFデータでの提出でよろしいでしょうか。Wordデータでの提出が必要な書類があれば、ご教示ください。	PDF形式での提出を想定しています。
50	入札説明書	23	―	4	(3)	コ	―	―	―	―	構成員等を変更する場合	「入札参加資格審査通過者が参加表明書等に記載した内容の一部を変更する場合」とありますが、一部の範囲に特段の指定はありますでしょうか。	変更する「一部」の範囲について、特段の指定はありません。なお、様式3-3は、入札参加者の会社情報（所在地、商号又は名称、代表者氏名）の変更や参加資格の喪失により、様式2-1-1及び様式2-1-2の記載内容を変更する場合に提出することを想定しており、入札参加表明書等提出後に、構成員・協力企業を任意に追加することや、「参加区分」や「役割」を任意に変更することは、原則として想定していません。 ただし、変更について、やむを得ない事情がある場合は、変更内容及び理由等を踏まえ、県が個別に判断します。
51	入札説明書	29	―	6	(2)	―	―	―	―	―	SPCの設立等	構成員によるSPCの持株比率が50%を超えていれば、構成員以外の者による出資も可能という理解でよろしいでしょうか。またその場合、SPCから業務を受託はしない者になるため、その者については参加申請の手続きは不要という理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに貴見のとおりです。 構成員によるSPCの持株比率が50%を超え、かつ、代表企業の持株比率が出資者中最大となることを前提に、構成員以外の者による出資も可能です。 また、出資のみを行い、SPCから直接業務を受託しない又は請け負わない者については、入札参加資格確認の申請は不要です。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
52	入札説明書	29	－	6	(2)	ウ	－	－	－	－	SPCの設立等	「代表企業のSPCの持株比率は、出資者中最大とすること」とあります。 設計・建設段階から運営・維持管理段階への移行時に代表企業を変更することをあらかじめ想定し、変更前の代表企業及び変更後の代表企業となる予定の構成員のSPC持株比率を、SPC設立時から同率かつ出資者中最大（例：変更前代表企業30%、変更後代表企業30%、その他の出資者は30%未満）とすることは可能でしょうか。 この場合、代表企業変更時においても両社の持株比率を変更せず、株式譲渡又は増資等を行わないことを想定しています。	持株比率を同率かつ出資者中最大とすることは可能です。 ただし、各段階における代表企業の役割及び責任を明確にし、円滑な意思決定及び業務の引継ぎが可能な体制としてください。
53	要求水準書	95	7	2	(12)	ウ	(ｱ)	－	－	－	駐車場管理業務	参加資格申請に関連するので質問します。維持管理業務に駐車場管理業務は存在しているものの駐車場の利用料金収受については触れられておりません。駐車場の利用料金収受については維持管理業務、運営業務いずれの業務で実施してもよいという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 駐車場の利用料金収受は、維持管理業務又は運営業務のいずれで実施することも可能です。参加資格確認の申請に当たっては、提案する業務分担に応じて、当該業務を担当する者として申請してください。
54	別紙９－１ 業務基準表 （共通）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	別紙9-1 業務基準表 （共通）	別紙9は要求水準書上では運営業務となっておりますが、運営業務のみの要求水準ではなく、維持管理業務も含めているという理解でよろしいでしょうか。維持管理の要求水準にて参照に含まれていないため確認です。	貴見のとおり、別紙9-1には維持管理に関する事項も含まれています。維持管理業務の実施に当たっては、要求水準書第７「維持管理業務」に加え、別紙9-1の該当事項も確認してください。
55	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式全般	提出書類に記載する会社情報は、本社情報でよろしいでしょうか。 それとも貴県の競争入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名、住所である必要がありますでしょうか。	参加表明書等の提出書類における所在地、商号又は名称、代表者氏名は、競争入札参加資格者名簿における契約等権限者ではなく、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。 なお、添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、競争入札参加資格者名簿に登録された契約等権限者（受任者）の情報と異なっていても差し支えありません。 押印は、会社実印（代表者印）を使用してください。なお、印鑑証明書の提出は不要です。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
56	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式全般	提出書類に記載する会社情報が貴県の競争入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名、住所である場合、押印もすべて届出印という理解でよろしいでしょうか。	参加表明書等の提出書類における所在地、商号又は名称、代表者氏名は、競争入札参加資格者名簿における契約等権限者ではなく、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。 なお、添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、競争入札参加資格者名簿に登録された契約等権限者（受任者）の情報と異なっていても差し支えありません。 押印は、会社実印（代表者印）を使用してください。なお、印鑑証明書の提出は不要です。
57	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式全般	競争入札参加資格について、代表取締役から委任を受けた者（執行役員等）が契約等権限者の場合、参加表明書等の提出書類（委任状や暴力団対策に係る誓約書等）については、当該受任者の名義及び競争入札参加資格申請時に届け出た使用印を用いることでよろしいでしょうか。	参加表明書等の提出書類における所在地、商号又は名称、代表者氏名は、競争入札参加資格者名簿における契約等権限者ではなく、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。 なお、添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、競争入札参加資格者名簿に登録された契約等権限者（受任者）の情報と異なっていても差し支えありません。 押印は、会社実印（代表者印）を使用してください。なお、印鑑証明書の提出は不要です。
58	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式全般	「印」と記載のない様式については、押印不要との理解で良いでしょうか。	「印」と記載のない様式については、押印不要です。
59	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式全般	「各様式は、片面印刷とすること。」とありますが、添付書類については、枚数が膨大となる可能性があるため、両面印刷としても差し支えないでしょうか。	添付書類については、両面印刷として差し支えありません。 なお、様式については、片面印刷としてください。
60	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式全般	「A4縦長ファイルに一括して綴じ」と記載あるが、書類が多く1冊に納まらない場合は、複数のファイルとなっても良いでしょうか。	書類の分量により1冊に収まらない場合は、複数冊として差し支えありません。その場合は、各ファイルの表紙及び背表紙に所定の事項を記載するとともに、分冊番号（例：1/2、2/2）を付してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
61	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	〔応募グループの代表企業〕欄に記載する代表者名は、支配人登記された者であればよろしいでしょうか。	〔応募グループの代表企業〕の欄に記載する所在地、商号又は名称、代表者氏名は、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。 なお、添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、競争入札参加資格者名簿に登録された契約等権限者（受任者）の情報と異なっていても差し支えありません。
62	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	〔応募グループの代表企業〕欄に記載する代表者名は、貴県の競争入札参加者資格等の登録代表者と同じである必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、〔応募グループの代表企業〕の欄に記載する所在地、商号又は名称、代表者氏名と、競争入札参加資格審査結果通知書の写し等に記載された所在地、商号又は名称、代表者氏名が同一である必要はありません。
63	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	〔応募グループの構成〕における「商号又は名称」の記載について、栃木県の入札参加資格者名簿において、受任者として本社でなく支店等が登録されている場合、当該入札参加資格者名簿に登録されている支店等の名称を「称号又は名称」として記載することは可能でしょうか。 また、同一企業が本事業において複数の役割を担う場合、例えば「設計」は本社名、「建設」は入札参加資格者名簿に登録された支店名とするなど、役割ごとに本社と支店等の名称を使い分けて記載することは可能でしょうか。 なお、この場合、様式2-1-2「応募グループ構成表」及び各業務にかかる様式2-3-1～2-3-8についても役割に応じて本社と支店等を使い分けて記載することは可能でしょうか。	〔応募グループの構成〕の欄における所在地、商号又は名称、代表者氏名は、競争入札参加資格者名簿における契約等権限者ではなく、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。 なお、添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、競争入札参加資格者名簿に登録された契約等権限者（受任者）の情報と異なっていても差し支えありません。 同一企業が複数の役割を担う場合でも、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における商号又は名称が同一である場合は、本社・支社・営業所等の名称による区別はせずに記載してください。
64	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	建設企業や運営企業や維持管理企業などが複数で構成する場合、建設企業の代表や運営企業の代表といった記載は不要ということでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、入札書類（提案書）においては、それぞれ企業の役割及び責任分担、連携・協力・補完体制を明記してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
65	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	ある企業が複数の役割を担う場合、役割欄には主たる役割を記入するのか、それとも各役割を一つの欄内に記入するのか、行を分けて同一企業を複数記入するのか、どの様な対応が適切でしょうか。	同一企業が複数の役割を担う場合は、当該企業の役割欄（一つの欄）に該当する役割を全て記載することとし、一つの企業に対して一つの通番となるようにしてください。
66	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	同一企業が、複数の役割（たとえば、建設・運営など）をもつ場合は、役割の欄に複数の役割を記載すればよいでしょうか。あるいは、通番を分けたほうが良いでしょうか。	同一企業が複数の役割を担う場合は、当該企業の役割欄（一つの欄）に該当する役割を全て記載することとし、一つの企業に対して一つの通番となるようにしてください。
67	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	維持管理業務の事業範囲となっている備品等保守管理業務を図書館・美術館・文書館の各運営企業が実施する場合、様式2-1-1の役割に「運営」「維持管理」と記載し、様式2-3-7および様式2-3-8の両様式を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 主たる業務が運営業務であっても、維持管理業務の一部を担当する場合は、維持管理業務に当たる者としても参加資格確認の申請が必要です。様式2-1-1の役割欄に「運営」「維持管理」を記載し、様式2-3-7及び様式2-3-8を提出してください。
68	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	「その他」の役割とは、「統括マネジメント」～「維持管理」の何れの役割にも分類されない役割を設ける場合を想定されているということでしょうか。	「その他」の役割とは、任意事業など、「統括マネジメント」、「設計」、「建設」、「工事監理」、「運営」、「維持管理」の何れの役割にも分類されない役割を想定しています。
69	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	注2の「役割」欄に「その他」とありますが、具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。	「その他」の役割とは、任意事業など、「統括マネジメント」、「設計」、「建設」、「工事監理」、「運営」、「維持管理」の何れの役割にも分類されない役割を想定しています。
70	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	役割欄の記載で、「その他」とはどのような役割を指しますか。	「その他」の役割とは、任意事業など、「統括マネジメント」、「設計」、「建設」、「工事監理」、「運営」、「維持管理」の何れの役割にも分類されない役割を想定しています。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
71	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	役割が「その他」である構成員または協力企業は、様式2-3-1～2-3-8の提出をしませんが、『競争入札参加資格審査結果通知書』の写しを提出する必要はありますでしょうか。 提出する必要がある場合、どの様式の添付資料になりますでしょうか。	役割が「その他」である構成員又は協力企業については、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しの提出は不要ですが、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。
72	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	展示環境の整備のみをSPCから受託するものは特段、建設業務を担うものと同様の要件を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。 またその場合、様式2-1-1の役割においても「その他」と記載すればよいという理解でよろしいでしょうか。	展示環境の整備のみをSPCから受託する構成員又は協力企業について、設計業務に当たる者及び建設業務に当たる者の要件を満たす必要はありません。その場合は、様式2-1-1の役割を「その他」と記載してください。 なお、構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。
73	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	任意事業に当たる者については、参加表明は不要という理解でよろしいでしょうか。	附帯事業・任意事業に当たる者は、必ずしも構成員又は協力企業である必要はありません。 構成員又は協力企業でない場合は、入札参加者としての参加資格要件を満たす必要はなく、参加表明も不要ですが、事業の実施体制及び予定する契約関係は入札書類（提案書）に明示してください。 構成員又は協力企業として参加する場合は、参加資格要件（共通）を満たす必要があります。 なお、この場合、様式2-1-1の役割は、「その他」としてください。
74	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-1 参加表明書兼 参加資格確認 申請書	記入欄を追加して用紙1枚に収まらない場合、右肩に番号を振りページを追加し、記入欄を追加して宜しいでしょうか。	記入欄を追加したことにより、ページが複数になる場合には、適宜、ページ番号を付加してください。
75	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-2 応募グループ 構成表	「様式2-1-2 応募グループ構成表」への押印は、代表企業のみが行い、その他の構成企業による押印は不要との理解でよろしいでしょうか。	構成員及び協力企業の押印は不要です。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
76	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-2 応募グループ 構成表	構成員及び協力企業は押印不要との理解で良いでしょうか。 また、記入欄を追加して用紙1枚に収まらない場合、右肩に番号を振りページを追加し、記入欄を追加して宜しいでしょうか。	構成員及び協力企業の押印は不要です。 また、記入欄を追加したことにより、ページが複数になる場合には、適宜、ページ番号を付加してください。
77	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-1-2 応募グループ 構成表	ある企業が複数の役割を担う場合の記載の仕方についてご教示いただけますでしょうか。	同一企業が複数の役割を担う場合は、一つの企業に対して一つの通番となるよう様式2-1-1を記載し、その通番と整合するように、様式2-1-2に応募グループの企業情報を記載してください。
78	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-2 委任状（代表企業宛）	「様式2-2 委任状」の委任者欄に記載する代表者氏名は、「競争入札参加資格者名簿（物品の販売等、役務の提供）」に記載された契約権限者または当該企業の代表取締役のいずれでもよろしいでしょうか。また、押印は実印ではなく会社使用印（印鑑証明書の提出も不要）でよろしいでしょうか。	委任者欄における所在地、商号又は名称、代表者氏名は、競争入札参加資格者名簿における契約等権限者ではなく、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。 押印は、会社実印（代表者印）を使用してください。なお、印鑑証明書の提出は不要です。 なお、添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、競争入札参加資格者名簿に登録された契約等権限者（受任者）の情報と異なっていても差し支えありません。
79	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-2 委任状（代表企業宛）	「委任者（応募グループの構成員又は協力企業）」と記載がありますが、参加形式に合わせて構成員・協力企業のどちらかを削除する理解でよろしいでしょうか。	参加形式に合わせた記載の削除は不要です。
80	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-2 委任状（代表企業宛）	代表企業が複数の役割を担う場合、その代表企業は委任状の提出が不要という理解でよろしいでしょうか。	担う役割の単一・複数に関わらず、代表企業は、委任状の提出は不要です。
81	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-2 委任状（代表企業宛）	「応募グループの構成員又は協力企業ごとに作成」と記載されておりますが、「構成員で1枚、協力企業で1枚」という意味ではなく、1社ごとに1枚作成してよいという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 構成員及び協力企業の全ての企業について、1企業につき1枚作成してください。 なお、代表企業は、委任状の提出は不要です。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
82	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-●●業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	記載箇所「本事業における担当内容」は、入札説明書P6 2事業概要キ事業範囲に基づき、記載することで記載要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 入札説明書2-(1)-キの事業範囲に基づき、当該業務における役割が分かるよう、担当する内容に応じて「(英)」の区分まで記載してください。 なお、同一業務を複数企業で分担する場合は、当該企業の役割が分かるように担当範囲や区分等を適宜記載してください。 例：維持管理業務のうち、以下の業務を担う場合の記載方法 《担当業務》 建築物保守管理、建築設備保守管理、修繕・更新、清掃 《様式2-3-8本事業における担当内容欄》 (a)建築物保守管理、(b)建築設備保守管理、(e)修繕・更新、(g)清掃（●●エリア）
83	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-●●業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	「本事業における担当内容」とはどの様な内容を記載するのがよろしいでしょうか。	入札説明書2-(1)-キの事業範囲に基づき、当該業務における役割が分かるよう、担当する内容に応じて「(英)」の区分まで記載してください。 なお、同一業務を複数企業で分担する場合は、当該企業の役割が分かるように担当範囲や区分等を適宜記載してください。 例：維持管理業務のうち、以下の業務を担う場合の記載方法 《担当業務》 建築物保守管理、建築設備保守管理、修繕・更新、清掃 《様式2-3-8本事業における担当内容欄》 (a)建築物保守管理、(b)建築設備保守管理、(e)修繕・更新、(g)清掃（●●エリア）

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
84	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-1 統括マネジメント業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	統括マネジメント業務のうち、副責任者を他業務責任者が兼務する可能性がある場合には、本様式の提出が必要でしょうか。もしくは兼務だけの場合は、不要でしょうか。	他業務の責任者が、統括マネジメント業務の統括責任者又は副責任者を兼務する場合であっても、統括マネジメント業務に係る様式の提出が必要です。 なお、構成員及び協力企業のうち、統括マネジメント業務に当たる者が複数いる場合、(ｱ)の要件については、全ての企業が満たす必要があります。一方、(ｲ)の要件についてはそのうち1者が満たしていれば足りるため、実績に関する資料は全ての企業が提出する必要はありません。 ただし、統括マネジメント業務期間を通じて、当該業務に当たる者の中に、(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす者が少なくとも1者配置されている必要があります。 そのため、参加資格確認において(ｲ)の要件を満たす者として申請する企業については、実績に関する欄を記載の上、当該実績を証する書類を添付してください。 なお、統括責任者及び副責任者は構成員から選出する必要があります。
85	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-1 統括マネジメント業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	「本事業における担当内容」とありますが、「本事業」とは、文化と知の創造拠点整備事業を指すのか、参加資格要件に関する書類に記載する実績を指すのかどちらでしょうか。	「本事業」とは“「文化と知」の創造拠点整備運営事業”を指します。
86	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-1 統括マネジメント業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	「事業の実施体制や業務分担等が確認できる書類を添付」とありますが、提案書や契約書等に記載の体制表となりますと、守秘義務の関係上、提出が難しいです。自治体のHP等で公表されている、事業概要書や落札者の決定通知などでも問題ないでしょうか。	参加資格要件及び実績の内容を確認できる資料であれば、差し支えありません。
87	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-1 統括マネジメント業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	守秘内容を含む書類を提出する場合、開示できない内容が出てくると思います。開示できない内容に関しては黒塗りにして提示する形でよろしいでしょうか。	参加資格要件及び実績の内容を確認できる場合は、該当部分の抜粋や非開示箇所の黒塗りをした資料を提出することで差し支えありません。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
88	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-1 統括マネジメント業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	統括マネジメント業務の実績を証する書類について、守秘義務があるため、契約書全てを開示するのが難しいです。契約書等の該当部分の抜粋や必要に応じて黒塗りをする対応をしてもよろしいでしょうか。	参加資格要件及び実績の内容を確認できる場合は、該当部分の抜粋や非開示箇所の黒塗りをした資料を提出することで差し支えありません。
89	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-1 統括マネジメント業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	当該実績を証する書類について、契約書及び仕様書等の写しとありますが、実施方針等に関する質問回答NO.99の通り、「PFI事業契約書、指定管理協定書、業務仕様書、業務報告書、体制図、取締役会議事録その他当該業務の内容及び実施体制を確認できる資料」の中から該当する書類を提出すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
90	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-2 設計業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	実施設計業務の実績として挙げる建築物が複合的な機能を持つ場合、記載する延床面積は入札説明書の3-(3)-イ-(ウ)にある「当該用途に係る新築又は増築の部分の延床面積」のみを記載すればよいでしょうか。 また、入札書3-(3)-エにある工事監理業務に当たる者の実績についても同様の記載としてもよろしいでしょうか。	複合用途の場合は、建築物全体の延床面積を記載の上、当該部分の延床面積が分かるように記載してください。 入札説明書3-(3)-エについても同様に記載してください。
91	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-3 建設業務（建築工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類	「当該実績を証する書類」について、コリンズの実績データで契約書及び仕様書又は図面等の規模が分かる書類があれば、それらの写しを添付することでよろしいでしょうか。	「当該実績を証する書類」については、原則としてコリンズ（CORINS）（竣工登録内容確認書）の写しを提出してください。 コリンズにより実績要件（発注者・請負形態・用途・工事内容・延床面積（複合用途の場合は当該用途部分の延床面積）・工期）が全て確認できない場合は、当該事項を補完する書類として、工事請負契約書の写し（変更契約があった場合には最終の変更請負契約書）、仕様書又は図面等の規模が分かる書類等を提出してください。 また、コリンズの登録がない場合は、発注機関が発行した施工証明書その他これと同等の客観性を有する書類を提出してください。 なお、コリンズにより実績要件が確認できる事項については、重複して他の証明書類の提出を求めるものではありません。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
92	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-3 建設業務（建築工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類	様式2-3-3建設業務（建築工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類において、〔建築一式工事の実績〕当該実績を証する書類として、（契約書又は施工証明書及び仕様書又は図面等の規模が分かる書類の写しを添付してください。）とありますが、契約書の場合、全ページ必要でしょうか。また、変更契約がある場合はすべての変更契約書が必要でしょうか。図面については、延床面積等の規模が記載されているページだけでよろしいでしょうか。	「当該実績を証する書類」については、原則としてコリンズ（CORINS）（竣工登録内容確認書）の写しを提出してください。 コリンズにより実績要件（発注者・請負形態・用途・工事内容・延床面積（複合用途の場合は当該用途部分の延床面積）・工期）が全て確認できない場合は、当該事項を補完する書類として、工事請負契約書の写し（変更契約があった場合には最終の変更請負契約書）、仕様書又は図面等の規模が分かる書類等を提出してください。 また、コリンズの登録がない場合は、発注機関が発行した施工証明書その他これと同等の客観性を有する書類を提出してください。 なお、コリンズにより実績要件が確認できる事項については、重複して他の証明書類の提出を求めるものではありません。 その上で、提出書類の範囲は次のとおりです。 ・工事請負契約書の写しを提出する場合は、契約当事者、請負金額、工期等の契約内容が確認できるページ（鏡等）を添付してください。 ・仕様書又は図面等の写しを提出する場合は、延床面積等の規模が確認できる部分に加え、用途が確認できる一般平面図等を添付してください。また、複合用途の場合は、当該用途部分の延床面積が確認できる図面も添付してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
93	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-4 建設業務（電気設備工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類 様式2-3-5 建設業務（機械設備工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類	様式2-3-4建設業務（電気設備工事）に当たる者及び、様式2-3-5建設業務（機械設備工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類において、当該実績を証する書類として、（契約書又は施工証明書及び仕様書又は図面等の規模が分かる書類の写しを添付してください。）とありますが、契約書の場合、当該工種の実績（500万円以上）が記載された内訳書の該当ページも必要でしょうか。また、図面については、延床面積等の規模が記載されているページだけでよろしいでしょうか。	「当該実績を証する書類」については、原則としてコリンズ（CORINS）（竣工登録内容確認書）の写しを提出してください。 コリンズにより実績要件（発注者・請負形態・工事内容・請負金額（建築一式工事に含まれる場合は、当該工種部分の金額）・工期）が全て確認できない場合は、当該事項を補完する書類として、工事請負契約書の写し（変更契約があった場合には最終の変更請負契約書）、工事内訳書（金入）の写し（建築一式工事に含まれる場合は、当該工種部分の最終金額が確認できる箇所を含む。）、仕様書又は図面等の規模が分かる書類等を提出してください。 また、コリンズの登録がない場合又は工事内訳書等の紛失により当該工種部分の請負金額が確認できない場合は、発注機関が発行した施工証明書（工事内容及び当該工種部分の金額等が明記されたもの）その他これと同等の客観性を有する書類を提出してください。 なお、コリンズにより実績要件が確認できる事項については、重複して他の証明書類の提出を求めるものではありません。 その上で、提出書類の範囲は次のとおりです。 ・工事請負契約書の写しを提出する場合は、契約当事者、請負金額、工期等の契約内容が確認できるページ（鏡等）を添付してください。 ・仕様書又は図面等の写しを提出する場合は、延床面積等の規模が確認できる部分に加え、用途が確認できる一般平面図等を添付してください。また、複合用途の場合は、当該用途部分の延床面積が確認できる図面も添付してください。
94	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-4 建設業務（電気設備工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類	電気設備工事の実績に記載する「請負金額」について、共同企業体で受注した場合はJV全体の契約金額とするか、当該企業の出資比率相当額とするかどちらでしょうか。	JV全体の契約金額とします。
95	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-5 建設業務（機械設備工事）に当たる者の参加資格要件に関する書類	機械設備工事の実績に記載する「請負金額」について、共同企業体で受注した場合はJV全体の契約金額とするか、当該企業の出資比率相当額とするかどちらでしょうか。	JV全体の契約金額とします。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
96	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-7 運営業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	「当該実績を証する書類」について、指定管理者の実績の場合は基本協定書の写しを提出すればよろしいでしょうか。	指定管理者の実績の場合は、協定書等の写しを添付してください。ただし、当該書類のみでは実績要件への適合を確認できない場合は、業務内容及び当該企業の役割が確認できる資料を併せて提出してください。
97	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-7 運営業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	「当該実績を証する書類」について、契約書写しは契約締結が分かる部分（頭紙、契印ページのみ等）の抜粋でよろしいでしょうか。また契約金額等については黒塗りをしてよろしいでしょうか。仕様書写しについても、業務内容が分かる部分のみの抜粋でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 参加資格要件及び実績の内容を確認できる場合は、該当部分の抜粋や非開示箇所の黒塗りをした資料を提出することで差し支えありません。
98	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-8 維持管理業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	「様式2-3-8-● 維持管理業務に当たる者の参加資格要件に関する書類」の「本事業における担当内容」欄には、要求水準書に記載された業務内容（例：警備業務、清掃業務等）のうち、当該者が担当する内容を記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書2-(1)-キの事業範囲に基づき、当該業務における役割が分かるよう、担当する内容に応じて「(英)」の区分まで記載してください。 なお、同一業務を複数企業で分担する場合は、当該企業の役割が分かるように担当範囲や区分等を適宜記載してください。 例：維持管理業務のうち、以下の業務を担う場合の記載方法 《担当業務》 建築物保守管理、建築設備保守管理、修繕・更新、清掃 《様式2-3-8本事業における担当内容欄》 (a)建築物保守管理、(b)建築設備保守管理、(e)修繕・更新、(g)清掃（●●エリア）
99	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-3-8 維持管理業務に当たる者の参加資格要件に関する書類	・様式2-3-8に添付する書類について 競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出を考えておりますが、資格取得後に代表者の変更があり、変更登録手続きを完了しています。県に確認したところ、変更完了後の通知書の書面発行はないと回答をいただいております。つきましては、変更前の代表者名が記載された通知書の提出で差し支えないでしょうか。	入札参加資格取得後に代表者の変更があり、変更手続きを完了している場合、変更前の代表者名が記載された競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することで差し支えありません。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
100	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-4 暴力団対策に係る誓約書	「様式2-4 暴力団対策に係る誓約書」の代表者欄には、「競争入札参加資格者名簿（物品の販売等、役務の提供）」に記載された契約権限者または当該企業の代表取締役を記載するとの理解でよろしいでしょうか。また、押印は実印ではなく会社使用印（印鑑証明書の提出も不要）でよろしいでしょうか。	当該様式における所在地、商号又は名称、代表者氏名は、競争入札参加資格者名簿における契約等権限者ではなく、商業登記簿謄本（現在事項証明書）における所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。 押印は、会社実印（代表者印）を使用してください。なお、印鑑証明書の提出は不要です。 なお、添付書類2-1から2-4により同一法人であることが確認できれば、競争入札参加資格者名簿に登録された契約等権限者（受任者）の情報と異なっていても差し支えありません。
101	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式2-4 暴力団対策に係る誓約書	「応募グループの構成員又は協力企業ごとに作成」と記載されておりますが、「構成員で1枚、協力企業で1枚」という意味ではなく、1社ごとに1枚作成してよいという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 代表企業、構成員及び協力企業の全ての企業について、1企業につき1枚作成してください。
102	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類全般	将来、SPCから業務を受託する可能性がある企業であっても構成員・協力企業に該当しない企業については、添付書類2-1から2-4の提出は不要との理解で良いでしょうか。	貴見のとおりです。
103	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類全般	製本する際の綴り込み順について、添付書類2-1～2-4は様式2-4の後に添付すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
104	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-1 会社概要書	［添付書類2-1 会社概要書］会社概要書に記載すべき必須項目を教えてください。	記載すべき必須項目はありません。会社概要がわかる資料であれば、会社のパンフレットやホームページの印刷等でも差し支えありません。
105	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-1 会社概要書	会社概要書とは、会社の概要が記載されたパンフレットの提出でもよろしいでしょうか。	会社概要がわかる資料であれば、会社のパンフレットやホームページの印刷等でも差し支えありません。
106	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-1 会社概要書	添付資料2-1会社概要書は会社パンフレット等の提出で問題ないでしょうか。	会社概要がわかる資料であれば、会社のパンフレットやホームページの印刷等でも差し支えありません。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
107	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-1 会社概要書	添付書類2-1会社概要書は会社パンフレットの提出でもよろしいでしょうか。	会社概要がわかる資料であれば、会社のパンフレットやホームページの印刷等でも差し支えありません。
108	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-1 会社概要書	「添付書類2-1会社概要書」の記載がございますが、会社案内のパンフレットでよいという理解でよろしいでしょうか。	会社概要がわかる資料であれば、会社のパンフレットやホームページの印刷等でも差し支えありません。
109	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-1 会社概要書	添付書類2-1会社概要書について、印刷物の会社概要書を作成していない場合、会社ホームページに掲載している会社概要を印刷して提出する方法でも宜しいでしょうか。	会社概要がわかる資料であれば、会社のパンフレットやホームページの印刷等でも差し支えありません。
110	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-2 決算報告書	添付書類2-2決算報告書について、栃木県競争入札参加資格新規申請と同じく、申請日直前事業年度（確定分）の貸借対照表と損益計算書を提出する理解で宜しいでしょうか。 また、企業単体の決算報告書のみを提出する理解で宜しいでしょうか。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
111	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-2 決算報告書	決算報告書とは単体の貸借対照表、損益計算書のみの提出で足りるとの理解でよろしいでしょうか。また特段記載がないため、直近1事業年度分の提出を考えておりますがよろしいでしょうか。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
112	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-2 決算報告書	添付資料2-2決算報告書は直近1期分の提出でよろしいでしょうか。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
113	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-2 決算報告書	決算報告書は直近1年分の提出でよろしいでしょうか。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([ｶﾅ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
114	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	添付書類2-2 決算報告書	添付書類2-2決算報告書は直近1期分の提出でよろしいでしょうか。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
115	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	添付書類2-2 決算報告書	「添付書類2-2決算報告書」の記載がございますが、直近の1期分という理解でよろしいでしょうか。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
116	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	添付書類2-2 決算報告書	添付書類2-2決算報告書について、有価証券報告書の提出でもよろしいでしょうか。 その際は有価証券報告書全頁ではなく、財務諸表の抜粋（連結・単体それぞれの損益計算書・貸借対照表）の提出で問題ないでしょうか。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。 なお、有価証券報告書から抜粋し提出することでも差し支えありません。
117	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	添付書類2-2 決算報告書	「添付書類2-2 決算報告書」について、申請企業単体の貸借対照表および損益計算書を添付すればよろしいでしょうか。また、対象年度は直近3か年でよろしいでしょうか。有価証券報告書の提出が必要な場合、親会社が上場企業となると、連結での有価証券報告書となってしまうため、子会社単体での提出は困難です。	添付書類2-2「決算報告書」は、参加表明書等提出日の直前事業年度（確定分）における、当該企業単体の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。 なお、有価証券報告書から抜粋し提出することでも差し支えありません。
118	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	添付書類2-3 商業登記簿謄本（現在事項証明書） 添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	納税証明書、現在事項証明書は、３カ月以内の9月25日以降の日付ものであれば問題ないという理解でよろしいでしょうか？	添付書類2-3「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行された原本を添付してください。 添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
119	様式集	―	―	―	―	―	―	―	―	―	添付書類2-3 商業登記簿謄本（現在事項証明書）	［添付書類2-3 商業登記簿謄本（現在事項証明書）］の取得日に指定はございますか？2026年8月12日取得のものは使用可能でしょうか。また、原本ではなく複写の提出でもよろしいでしょうか。	添付書類2-3「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行された原本を添付してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
120	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-3 商業登記簿謄本（現在事項証明書）	添付書類2-3商業登記簿謄本について、栃木県競争入札参加資格新規申請と同じく、参加表明書等の提出日前3か月以内に発行された謄本を提出する理解で宜しいでしょうか。	添付書類2-3「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行された原本を添付してください。
121	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-3 商業登記簿謄本（現在事項証明書）	添付書類2-3「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」について、発行日に関する指定はありますでしょうか。また、写しの提出でも差し支えないでしょうか。	添付書類2-3「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行された原本を添付してください。
122	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-3 商業登記簿謄本（現在事項証明書）	添付書類２－３商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）は入札公告日以降に発行されたものであれば有効となりますか。	添付書類2-3「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行された原本を添付してください。
123	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-3 商業登記簿謄本（現在事項証明書）	「添付書類2-3商業登記簿謄本（現在事項証明書）」の記載がございますが、現在事項証明書ではなく全部事項証明書でもよろしいでしょうか。	添付書類2-3「商業登記簿謄本（現在事項証明書）」は、全部事項証明書を提出することでも差し支えありません。
124	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	添付資料2-4国税及び地方税を滞納していないことの証明書について、国税は納税証明書その1（消費税及地方消費税）（法人税）、その3の3、地方税は様式2-3-●に記載する所在地の「法人事業税」及び「法人都道府県民税」に未納がないことの証明書の提出でよろしいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
125	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	「添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明」について、①国税の納税証明書（その3の3：「法人税」および「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明）、②法人事業税（法人県民税）の納税証明書、③法人市民税の納税証明書（いずれも最新年度のもの）を添付すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
126	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	国税の納税証明書は、「その3の3」（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）を提出する理解で宜しいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
127	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	「添付書類2-4国税及び地方税を滞納していないことの証明書」の記載がございますが、国税においては納税証明書（その３の３）を提出すればよい理解でよろしいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
128	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	地方税の納税証明書は、「全ての税目に未納がないことの証明書」東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出する理解で宜しいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
129	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	「添付書類2-4国税及び地方税を滞納していないことの証明書」の記載がございますが、地方税においては本店所在地の都道府県が交付する「全税目に未納がないことの証明書」（都道府県においてこれを交付できない場合は「法人事業税」及び「法人都道府県民税」に未納がないことの証明書）を提出する理解でよろしいでしょうか。 また、本店が栃木県外に所在し、事業所等が栃木県内にある場合（栃木県に納税義務がある場合）は、栃木県が交付する「全税目に未納がないことの証明書」の提出も必要となりますでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
130	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	［添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書］　原本ではなく複写の提出でもよろしいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
131	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	納税証明書の写しは電子版を出力したものでもよろしいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
132	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	添付書類2-4国税及び地方税を滞納していないことの証明書について、栃木県競争入札参加資格新規申請と同じく、参加表明書等の提出日前3か月以内に発行された証明書を提出する理解で宜しいでしょうか。 また、地方税の納税証明書は都道府県税及び市町村税いずれも提出する理解で宜しいでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
133	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」について、栃木県内に事業所等を有しない場合、地方税は、本店所在地を管轄する地方公共団体が発行する法人事業税及び法人住民税の納税証明書を提出することでよろしいでしょうか。また、発行日に関する指定はありますでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
134	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」について、国税は納税証明書「その3の3」を提出することでよろしいでしょうか。また、電子納税証明書（PDF）を印刷したものについても、提出書類として認められる理解でよろしいでしょうか。また、発行日に関する指定はありますでしょうか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
135	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書	添付書類２－４国税及び地方税を滞納していないことの証明書も入札公告日以降に発行されたものであれば有効な書類となりますか。	添付書類2-4「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」のうち、国税に関する納税証明書については、国税の納税証明書「その３の３」を、地方税に関する納税証明書については、本店所在地の都道府県税の納税証明書を提出してください。 なお、東京都等、全税目に未納がないことの証明書が発行されない場合は、「法人事業税」及び「法人都道府県民税」の両方の納税証明書を提出してください。 また、納税証明書は、参加表明書等提出日前3か月以内に発行されたものの写し又は電子納税証明書を印刷したものを添付してください。
136	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式3-3 構成員等変更承諾願	「構成員等変更承諾願」がございますが、これは参加申請日以降に構成員を新たに追加することも可能であり、その際には本様式を提出するという理解でよろしいでしょうか。	様式3-3は、入札参加者の会社情報（所在地、商号又は名称、代表者氏名）の変更や参加資格の喪失により、様式2-1-1及び様式2-1-2の記載内容を変更する場合に提出することを想定しており、入札参加表明書等提出後に、構成員・協力企業を任意に追加することや、「参加区分」や「役割」を任意に変更することは、原則として想定していません。 ただし、変更について、やむを得ない事情がある場合は、変更内容及び理由等を踏まえ、県が個別に判断します。

No.	書類名	頁	第[数]	[数]	([数])	[カナ]	([カナ])	(英)	[数]条	[数]項	項目名	質問の内容	回答
137	様式集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	様式3-3 構成員等変更承諾願	こちらの様式では入札参加表明時で示した構成企業及び協力企業の参加形態だけでなく、本事業における担当内容が変わる場合などに提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	様式3-3は、入札参加者の会社情報（所在地、商号又は名称、代表者氏名）の変更や参加資格の喪失により、様式2-1-1及び様式2-1-2の記載内容を変更する場合に提出することを想定しており、入札参加表明書等提出後に、構成員・協力企業を任意に追加することや、「参加区分」や「役割」を任意に変更することは、原則として想定していません。 ただし、変更について、やむを得ない事情がある場合は、変更内容及び理由等を踏まえ、県が個別に判断します。